

## 山陽小野田市立サッカー交流公園指定管理者募集要項

山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者を募集します。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 名称

山陽小野田市立サッカー交流公園

#### (2) 所在地

山陽小野田市大字小野田字末広 7 5 2 5 番 1 7

#### (3) 施設の設置目的

スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らし、活力と笑顔あふれるまちづくりに寄与することを目的とする施設です。

#### (4) 施設概要及び利用状況

別紙 1 参照

### 2 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体又は複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という。法人格は不要。ただし個人は除く）で、指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営ができるもの。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 2 3 年山陽小野田市条例第 1 8 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。

(6) 共同事業体においては、その構成員のいずれかが、この公募において他の共同事業体の構成員又は他の応募者でないこと。

### 3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上協定で定めます。

### 4 指定管理者の業務等

- (1) 施設の維持管理及び保守業務
- (2) 施設の利用業務（使用許可に関する業務を含む。）
- (3) 危機管理に関する業務
- (4) 提案業務
- (5) 自主企画運営業務

※ 詳細については、別に定める「山陽小野田市立サッカー交流公園指定管理業務仕様書」に従い実施するものとします。

### 5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）とします。  
ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

### 6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。共同事業体においては、(3)～(6)の書類は、すべての構成員分を提出してください。また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書

仕様書及び利用料金並びに指定管理料に基づき事業計画を作成してください。

- ① 施設の管理運営方針
- ② 指定期間内の業務計画（年度ごと、全体）
- ③ 指定期間内の収支計画（年度ごと、合計）
- ④ 指定管理料（年度ごと、合計）

※下記「7 利用料金及び指定管理料（2）指定管理料」で定める額を上限とします。

- ⑤ 管理運営体制（組織、人員体制、勤務体制、雇用計画等）
- ⑥ 感染症対策計画書
- ⑦ その他必要事項（提案業務及び自主企画運営業務の事業案等）

（3）応募の資格及び要件に関する書類

- ① 会社の概要（パンフレット等でも可）
- ② 団体の構成員名簿等（非法人の場合）
- ③ 直近2か年度の決算報告書

（4）定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

（5）登記事項証明書（法人の場合）

（6）国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

（7）過去の指定実績がわかる書類（該当の場合のみ）

※申請に当たって提出していただく書類は、原則として山陽小野田市情報公開条例による情報公開の対象となります。ただし、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に定める非公開情報に該当するものを除きます。

## 7 利用料金及び指定管理料

### （1）利用料金

① 指定管理者は、施設の利用料等を利用料金として自らの収入として收受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。

② 利用料金の額及び減額又は免除については、山陽小野田市立サッカー交流公園条例によるものとします。

（令和3年度利用料金実績 9,598,730円）

### （2）指定管理料

① 利用料金のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、市は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を限度として指定管理料を支払います。

指定管理料限度額 (消費税及び地方消費税 の額を除く。)	各年度（単年度）分	59,626千円
	5箇年合計	298,130千円

別に消費税及び地方消費税の額を加算します。指定管理料の業務に係る経費には、人件費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等が含まれています。

② 指定管理料の額は、指定管理者の業務にかかる経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、市と指定管理者の二者で締結する協定において定めます。

③ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として変更しません。また、指定管理者の経営努力により、生じた利益については、原則として指定管理者の利益とします。

## 8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年8月15日(月)から9月9日(金)まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 受付方法 質問票に記入の上、文化スポーツ推進課に、ファックス、郵便又は電子メールで提出してください。直接提出以外の場合は、着信確認を行ってください。
- (3) 回答方法 令和4年9月14日(水)、市ホームページにて回答の閲覧を供します。再質問は初日に限り受け付けます。

## 9 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、団体の名称及び参加される方の氏名を文化スポーツ推進課にあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日時 令和4年9月8日(木) 14時から1時間程度
- (2) 集合場所 山陽小野田市立サッカー交流公園 セミナールーム  
(山陽小野田市大字小野田字末広7525番17)

## 10 募集要項の配布場所及び申請書の提出先並びに提出方法及び提出期間

### (1) 配布場所・提出先

山陽小野田市市民部文化スポーツ推進課(本庁舎2階 14番窓口)  
〒756-8601 山陽小野田市日の出1丁目1番1号  
電話 0836-82-1115(直通) ファックス 0836-83-2604(代表)  
電子メール bunka-sports@city.sanyo-onoda.lg.jp

※ 募集要項は市ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出方法

書留郵便又は持参

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年8月15日(月)から令和4年10月14日(金)までの日  
(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までと  
します。

※ 郵送の場合、最終日の午後5時15分までに必着のこと。

(4) 提出部数

正本1部及び副本8部

※ 受付期限を過ぎての申請書類の訂正は、原則として認めません。

※ 申請書類にページを付記してください。

1.1 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定します。ただし、申請書の提出が6件以上あったときは、選定委員の書類審査により、プレゼンテーション審査を行う応募者を選定する場合があります。

※ 選定委員会で審査した結果、施設の管理運営を行うに相当と認められる者がいないと判断された場合は、改めて指定管理者の募集を行います。

【選定基準】

- ① 公の施設の設置目的及び市が示した管理運営方針の理解と整合性について
- ② 安定的な運営が可能となる基盤について
- ③ 利用者対応・サービス向上策等について
- ④ 施設の維持管理・保守点検管理の適正について
- ⑤ 施設の管理運営に係る経費の内容について
- ⑥ 施設の管理運営に係る組織体制について

1.2 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

### 1 3 無効又は失効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

### 1 4 選定委員会

令和4年10月下旬から11月上旬の平日に実施する予定です。

当日は申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきますので、出席方お願いします。

時間、場所、方法、手順等については後日連絡します。

### 1 5 選定結果

選定結果については、後日、各申請者に文書で通知します。

### 1 6 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は、令和4年12月山陽小野田市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は令和5年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。
- (3) 指定管理者の決定後に辞退する場合は、辞退により生じた市が受ける損害の全部又は一部について指定管理者が賠償するものとします。

### 1 7 その他

- (1) 規定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類は、お返ししません。
- (3) 提出書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

問合せ先

山陽小野田市 市民部文化スポーツ推進課

担当者：石田・原田

電 話：0836-82-1115（直通）

F A X：0836-83-2604（代表）

E-MAIL [bunka-sports@city.sanyo-onoda.lg.jp](mailto:bunka-sports@city.sanyo-onoda.lg.jp)

【別紙 1】

## 山陽小野田市立サッカー交流公園概要

### 1 区域及び施設概要

- ア 所在地 山陽小野田市大字小野田字末広
- イ 設置日 平成18年7月22日
- ウ 面積 約8.2ha
- エ 事業費 約30億円



### 2 施設及び設備

#### ア 土地

財産の名称	種目	所在地	登記面積
サッカー交流公園	公園敷	山陽小野田市大字小野田字末広7525番15	20,673㎡
		山陽小野田市大字小野田字末広7525番16	10,179㎡
		山陽小野田市大字小野田字末広7525番17	41,042㎡
		山陽小野田市大字小野田字末広7525番25	10,013㎡

#### イ 施設

施設名	面積	規格・内容	備考
サッカー場	15,723㎡	○天然芝グラウンド 9,960㎡ (120m×83m) サッカー1面 ○天然芝スタンド 5,763㎡ (4,000人収容) ○スポーツ照明灯 8灯用4基 (全灯150lx) ○スプリンクラー ポップアップ式 48基	通路舗装部分を含む
多目的スポーツ広場	19,920㎡	○人工芝グラウンド 19,920㎡ (120m×83m×2面) ○スポーツ照明灯 8灯用8基 (全灯150lx)	平成22年改装
交流施設棟	1332.8㎡	ロビー、事務室、会議室、シャワー、更衣室 便所、多目的便所	管理諸室
スポーツ交流施設	374.1㎡	ロビー、会議室、多目的室、救護室、更衣室、シャワー、浴槽、便所	平成29年新築市有物件

### 3 利用状況（平成30年度～令和3年度）

#### 【利用実績】

年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
区 分	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)
サッカー場 (天然芝)	278	11,258	240	8,300	208	7,390	226	8,330
多目的 スポーツ 広場	1,289	78,170	1,181	67,633	472	22,795	1,016	53,948
セミナー ルーム	288	5,943	240	4,688	332	7,355	281	2,353
公 園	7	-	2	-	0	-	0	-
合 計	1,862	95,371	1,663	80,621	1,012	37,540	1,523	64,631

#### 【市内外別実績】

年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
区 分	市 内 (人)	市 外 (人)						
サッカー場 (天然芝)	1,190	10,068	560	7,740	0	7,390	5,797	2,533
多目的 スポーツ広場	17,710	60,460	13,527	54,706	5,261	21,727	30,417	23,531

#### 4 主な利用状況（令和元年度）※新型コロナウイルス感染拡大前の状況

##### （１）レノファ山口関連

- 平日はほぼ毎日練習に利用
- トレーニングマッチ（練習試合）を3回開催
- その他選手との交流イベント等で本施設を利用

※レノファ公式 YouTube チャンネルで、本施設で撮影した動画の配信あり

##### （２）一般利用

- 高校サッカー選手権山口県予選
- 日本クラブユースサッカー選手権大会山口県予選
- 高校サッカーフェスティバル
- その他、少年サッカー大会や社会人リーグ



○多目的スポーツ広場（人工芝）



○交流施設棟（会議室、事務室ほか）



○スポーツ交流施設（レノファ山口クラブハウス）



○倉庫棟（トイレ、多目的トイレ、休憩コーナー、倉庫）



○人工芝広場